



# 米沢市報道資料

特定空家等の略式代執行について「代執行宣言」  
を行います。

令和7年8月29日

建築住宅課空き家対策担当  
電話 22-5111(内線4855)

所有者不在の下記の特定空家等について、損壊が進み、倒壊の恐れや周囲に被害を及ぼす可能性が深刻化していることから、危険を排除するため空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「略式代執行」による解体工事を実施するにあたり、下記のとおり「代執行宣言」を行います。

## 記

- 1 日時  
令和7年9月9日(火) 午後1時30分から
- 2 宣言場所  
米沢市東1丁目7-20
- 3 内容  
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく略式代執行を行うにあたり、代執行宣言を行うもの
- 4 宣言者  
米沢市 建設部長 石川 隆志
- 5 その他  
車でお越しの際は、東部小学校体育館西側へ駐車いただきますようお願いいたします

